

平泉町国土強靱化地域計画

令和3年3月

岩手県 平泉町

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画期間	1
第2章	基本的な考え方	2
第1	基本目標	2
第2	事前に備えるべき目標	2
第3	基本的な方針	3
第3章	地域特性と想定するリスク	4
第1	平泉町の地域特性	4
第2	想定するリスク	5
第3	起きてはならない最悪の事態の設定	6
第4章	脆弱性評価	8
第1	脆弱性の考え方	8
第2	脆弱性評価の結果	8
第5章	脆弱性評価結果に基づく対応方策	29
第1	施策分野の設定	29
第2	起きてはならない最悪の事態ごとの施策	29
第3	施策分野ごとの施策	42
第6章	重点施策	45
第7章	計画の推進と進捗管理	53
第1	推進体制	53
第2	計画の進捗管理	53
第3	計画の見直し	53

第1章 計画策定の趣旨

第1 計画策定の趣旨

平成25年12月に、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成26年6月に、国土強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され強靱な国土づくりに向けた施策が推進されています。

また基本法第13条に基づき、岩手県では平成28年2月に「岩手県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を策定しています。

本町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国づくり」を推進するため、「平泉町国土強靱化地域計画」を策定することとしました。

第2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針とするものです。

第3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から令和7年度までとします。

第2章 基本的な考え方

第1 基本目標

本町における強靱化を推進するうえでの、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を、基本計画及び県計画を踏まえ次のように設定します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取り組みを推進します。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

第2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する
- (4) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (5) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (6) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

第3 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化に向けた取組姿勢

- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って計画的に取り組みます。
- ・ 地域の活力を高める視点を持ち、災害に強い地域づくりを推進します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクから被害を最小限に抑えるため、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・ 地域における「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、行政、民間事業者等、関係者相互の連携、協力など役割を分担して取り組みます。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組みます。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 人口減少、少子・高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な行財政運営に配慮し、施策の重点化を図ります。
- ・ 限られた財源を有効的に活用するため、国の施策の積極的な活用、民間資金の活用等により、効率的に施策を推進します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 「平泉町総合計画」との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進します。
- ・ これまでの災害の経験等を踏まえつつ、地形や自然環境等、本町の特性に応じた施策を推進します。

第3章 地域特性と想定するリスク

第1 平泉町の地域特性

(1) 位置・面積

本町は、岩手県の南部（北緯 38 度 59 分、東経 141 度 7 分）に位置し、北は奥州市、南は一関市と接しています。また、県都盛岡市から南に約 83 km の距離にあり、東西 16.15 km、南北 8.51 km と東西に長く、総面積は 63.39 km² となっています。

(2) 地形と気候

町の中央部には、全国で 5 番目の長さを持つ北上川が南北に流れ、その流域の両側に田園地帯が広がっています。町の東部には北上山地に含まれる東稲山（595.7 m）、音羽山（539m）、観音山（325.2m）などが連なり、西部は奥羽山脈に続く標高約 100～200m 前後の丘陵地が広がっています。

気候は、北上山地と奥羽山脈に挟まれているため、内陸性の気候で、年間降水量は 1134.5 mm、年平均気温は 12.2℃ で、4 月から 10 月は気温も上昇し、比較的温暖な気候となっています。

(3) 人口

平成 27 年の国勢調査時点で 7,868 人となっており、平成 12 年の 9,054 人から 1,186 人（13.1%）の人口が減少し、平成 12 年から平成 22 年にかけて 235 人、平成 22 年から平成 27 年にかけては 477 人と、人口減少が確実に進んでおります。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14 歳以下）は、平成 12 年の 1,243 人（13.7%）から平成 27 年には 898 人（11.4%）となり、人数と構成比率がともに減少しています。また、生産年齢人口（15～64 歳）についても、平成 12 年の 5,477 人（60.5%）から平成 27 年には 4,222 人（53.7%）となり、同様に人数と構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65 歳以上）については、平成 12 年の 2,331 人（25.8%）が平成 27 年には 2,746 人（34.9%）となり、人数と構成比率はともに増加しています。

第2 想定するリスク

本計画で対象とする自然災害は、過去に町内で発生した自然災害とともに全国で頻発する自然災害による被害状況等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とし、想定する主な自然災害は以下のとおりです。

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震		M9程度、最大震度7程度を想定し、建物被害、火災、死傷者多数、停電、断水等
台風・梅雨前線等豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨などを想定し、河川堤防の決壊や氾濫による人的・物的被害等
	大規模土砂災害	記録的な大雨などによる大規模土砂災害を想定し、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
	暴風災害	台風や竜巻、突風などによる大規模な暴風災害を想定し、人的・物的被害等
暴風雪・大雪		記録的な暴風雪や大雪などによる交通事故・障害、人的・物的被害等

第3 起きてはならない最悪の事態の設定

「第2章 基本的な考え方」「同第2 事前に備えるべき目標」で設定した6つの目標ごとに、本町の地域特性、基本計画及び県計画を踏まえ、以下の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		2-5 被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	4-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		4-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止
		4-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

5	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	5-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生
		5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6	地域社会・経済を迅速に再建・回復する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価

第1 脆弱性の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」で想定している19項目のリスクシナリオに関して本町が実施している施策等についての取り組み状況などから脆弱性の評価を行いました。

第2 脆弱性評価の結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

【公共施設の管理】

- 将来にわたり施設を利用したサービスを安全かつ持続的に提供するため、平泉町公共施設等総合管理計画により、安全性の確保や維持保全の最適化等の方針に基づき取り組みを進めています。
- 施設の老朽化へ対応するため、引き続き公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、計画的に維持管理に取り組む必要があります。

【庁舎の災害対応強化】

- 災害時の防災拠点となる役場庁舎は新耐震基準により建築されているものであり、非常用電源設備も整備されているが燃料無補給での稼働時間が短く、また浸水想定区域内に位置しています。
- 庁舎の防災対策や機能強化を図るとともに、庁舎が使用できない場合の本部代替場所について検討する必要があります。

【町営住宅の老朽化対策】

- 町営住宅のうち上野台団地以外の住宅については、老朽化が進んでいる状況です。
- 平泉町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な住宅管理に取り組む必要があります。

【住宅の耐震化】

- 旧耐震基準（昭和56年3月31日以前）で建築された住宅が多数あります。
- 安心できる住宅づくりに向け、耐震化の必要性や各種支援制度等について周知に努める必要があります。

【空き家対策の推進】

- 地域における人口及び世帯数の減少、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅や建築物が年々増加しています。
- 所有者に対し適正管理について促進するとともに、地域の生活環境と景観を守るため、空き家・空き地バンク事業の推進やリノベーションの促進など必要な措置を講じ総合的な空き家対策を進める必要があります。

【防災教育の推進】

- 小中学校において、避難訓練の実施や学校ごとのマイタイムラインを作成し、日ごろから災害に備えた防災意識の向上に努めています。
- 更なる防災意識の向上を図るため、学校や家庭、地域等と連携した防災教育を推進する必要があります。

【町道等道路整備の推進】

- 住民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めているが、道路の未舗装等により、除雪作業の遅れなど通行確保の妨げになるおそれがあります。
- 安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが必要です。

【橋梁の適切な管理】

- 橋梁等の計画的な点検や、修繕による適切な維持管理と効果的な整備に努めています。
- 橋梁の適正管理と長寿命化を図るため、計画的な維持管理に取り組むとともに、定期的な橋梁点検の実施により、劣化損傷等の早期発見に努める必要があります。

【地域支援体制の強化】

- 少子高齢化の進行とともに一人暮らし高齢者世帯などさまざまな課題が複雑化・多様化しており、社会福祉協議会や民生児童委員等と連携し、地域福祉活動の推進に取り組んでいます。
- 関係機関や民生児童委員協議会などの地域組織と情報を共有し、効果的な活動を推進する連携・協力体制の強化が必要です。

【電柱等の倒壊防止】

- 沿道の電柱倒壊により交通が遮断されるおそれがあります。
- 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要があります。

【公園等の整備】

- 住民の生活に身近な交流や憩いの場、子どもの遊び場としての公園・緑地の整備は十分とは言えない状況にあります。
- 公園は防災面での活用も期待されることから整備を進めていくことが必要です。

【防災マップの活用】

- 町内の浸水想定区域、土砂災害警戒区域を示した防災マップの作成・配布を行い、防災意識の向上に向け、住民周知に取り組んでいます。
- 引き続き防災マップ等を活用した防災情報の普及啓発と、学習会等を開催し、防災意識の高揚に取り組む必要があります。

【消防施設・設備の整備】

- 定期的に点検を実施しているが、老朽化している施設や設備が見受けられます。
- 無水利地域への消火栓や防火水そうの整備に努めるとともに、消防車両などの既存消防施設・設備の適切な維持管理と計画的な更新を行う必要があります。

【消防団の体制強化】

- 人口減少や高齢化などにより、消防団員の確保が難しくなっています。
- 消防団等と連携し、団員確保に取り組み、消防団の体制強化を推進する必要があります。

【地域防災力の強化】

- 自主防災組織を対象に水防工法指導会や防災マップを活用した学習会を開催し、防災力の向上に努めています。
- 自主防災組織は災害時において、「共助」としての役割を担っており、相互の連携強化を促進するとともに、学習会の開催や防災訓練等を実施し、地域防災力の向上を図る必要があります。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【庁舎の災害対応強化】(1-1 再掲)

- 災害時の防災拠点となる役場庁舎は新耐震基準により建築されているものであり、非常用電源設備も整備されているが燃料無補給での稼働時間が短く、また浸水想定区域内に位置しています。
- 庁舎の防災対策や機能強化を図るとともに、庁舎が使用できない場合の本部代替場所について検討する必要があります。

【防災マップの活用】(1-1 再掲)

- 町内の浸水想定区域、土砂災害警戒区域を示した防災マップの作成・配布を行い、防災意識の向上に向け、住民周知に取り組んでいます。
- 引き続き防災マップ等を活用した防災情報の普及啓発と、学習会等を開催し、防災意識の高揚に取り組む必要があります。

【マイタイムラインの推進】

- 水害の発生がある程度予測可能な台風などから、自身や家族等がとるべき避難行動などの対応を把握する必要があります。
- 水害による被害が予測される際に、それぞれの対応を確認するためマイタイムラインの作成を推進する必要があります。

【河川等の管理】

- 近年、全国各地で豪雨災害が発生しており、適正な河川等の管理が必要です。
- 河川及び水路の巡視によって河道の土砂の堆積状況を把握し、河川氾濫危険箇所の土砂除去を適切に実施し、機能維持と災害防止に取り組む必要があります。

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【防災マップの活用】(1-1 再掲)

- 町内の浸水想定区域、土砂災害警戒区域を示した防災マップの作成・配布を行い、防災意識の向上に向け、住民周知に取り組んでいます。
- 引き続き防災マップ等を活用した防災情報の普及啓発と、学習会等を開催し、防災意識の高揚に取り組む必要があります。

【ため池や農業用施設の適正管理】

- ため池や農業用施設の老朽化等により、適正な管理の低下が懸念されます。
- 施設の管理者等と連携を密にし、施設の適正な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップやため池マップの周知を図る必要があります。

【森林環境の保全】

- 森林は治水機能を有しているが、森林の荒廃により機能が低下し、豪雨による土砂流出等が懸念されます。
- 森林所有者の合意形成を図るとともに、森林組合等関係機関と連携し、森林整備・適正な管理に取り組む必要があります。

【火山災害対策の推進】

- 栗駒山火山防災協議会により栗駒山火山ハザードマップが作成されており、これによると風向きなどの気象条件等場合によっては、火山灰などの影響が及ぼされることが示されています。
- 気象情報の注視や、一関市等関係機関との連携を図り、情報の提供や注意喚起など対応に取り組む必要があります。

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【除雪体制の強化】

- 直営の除雪体制の維持とともに、民間事業者への除雪委託により速やかな除雪体制を整えています。
- 降雪の状況によっては、除雪作業が遅れ、住民生活に影響を及ぼす可能性があることから、民間事業者等と体制強化が必要です。

【連絡体制の強化】

- 大雪による交通や通信手段の遮断により孤立するおそれのある地域があります。
- 孤立するおそれのある地域との連絡・通信手段の確保や連絡体制を強化するとともに、関係団体との連携強化する必要があります。

【町道等道路整備の推進】(1-1 再掲)

- 住民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めているが、道路の未舗装等により、除雪作業の遅れなど通行確保の妨げになるおそれがあります。
- 安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが必要です。

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

【情報伝達手段の整備】

- 町内の防災行政無線は平成8年に運用を開始し、一部の設備については平成24年にデジタル化への更新が行われています。また未更新の設備については、令和3年度において更新する予定です。
- 情報伝達手段の中心的役割として、防災行政無線の計画的な更新と適正な維持管理を図るとともに、メール配信サービス等多様な情報伝達手段の確保に取り組む必要があります。

【防災士や地域リーダーの養成】

- 地域防災力の向上を図るため、関係機関と連携しセミナー等の開催により、地域リーダーの養成に努めています。
- 防災士の育成を図り、一層の地域防災力の向上を推進する必要があります。

【要配慮者等への支援】

- 避難行動要支援者名簿の策定を進めるとともに、地域と連携し災害時における支援体制の充実に取り組んでいるが、個別避難計画は策定されていません。
- 個別避難計画の策定を進めるとともに、引き続き地域での支援体制の強化に取り組む必要があります。

【防災教育の推進】(1-1 再掲)

- 小中学校において、避難訓練の実施や学校ごとのマイタイムラインを作成し、日ごろから災害に備えた防災意識の向上に努めています。
- 更なる防災意識の向上を図るため、学校や家庭、地域等と連携した防災教育を推進する必要があります。

【地域支援体制の強化】(1-1 再掲)

- 少子高齢化の進行とともに一人暮らし高齢者世帯などさまざまな課題が複雑化・多様化しており、社会福祉協議会や民生児童委員等と連携し、地域福祉活動の推進に取り組んでいます。
- 関係機関や民生児童委員協議会などの地域組織と情報を共有し、効果的な活動を推進する連携・協力体制の強化が必要です。

目標2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【避難所の備蓄・設備強化】

- 非常用の食料や衛生用品、避難所運営に係る設備等の整備に努めています。
- 整備している備蓄品の適正な管理と、計画的な更新を行う必要があります。

【災害時応援協定等の締結】

- 県内の自治体や民間事業者等、災害に係る協定については随時進めているが、災害が多様化しており、協定が結ばれていない分野もあります。
- 災害の多様化に備え、協力を得られる事業者や団体との協定締結を進めるとともに、関係団体との情報連絡訓練などを行い、災害に対する体制強化に取り組む必要があります。

【上水道施設の適切な管理】

- 老朽化している管路等について、計画的に更新を進めています。
- 今後も水道事業基本計画に基づき、老朽化した施設と管路の更新や耐震化を図り、安全・安心かつ安定した水の供給に取り組む必要があります。

【町道等道路整備の推進】(1-1 再掲)

- 住民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めているが、道路の未舗装により、除雪作業の遅れなど通行確保の妨げになるおそれがあります。
- 安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが必要です。

【橋梁の適切な管理】(1-1 再掲)

- 橋梁等の計画的な点検や、修繕による適切な維持管理と効果的な整備に努めています。
- 橋梁の適正管理と長寿命化を図るため、計画的な維持管理に取り組むとともに、定期的な橋梁点検の実施により、劣化損傷等の早期発見に努める必要があります。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【ヘリコプター発着所の確保】

- 中山間地域において、ヘリコプターの発着できる場所が確保されていません。
- 道路が寸断された際のヘリコプターの救助に備え、発着場所の検討と確保を進める必要があります。

【町道等道路整備の推進】(1-1 再掲)

- 住民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めているが、道路の未舗装により、除雪作業の遅れなど通行確保の妨げになるおそれがあります。
- 安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが必要です。

【橋梁の適切な管理】(1-1 再掲)

- 橋梁等の計画的な点検や、修繕による適切な維持管理と効果的な整備に努めています。
- 橋梁の適正管理と長寿命化を図るため、計画的な維持管理に取り組むとともに、定期的な橋梁点検の実施により、劣化損傷等の早期発見に努める必要があります。

【情報伝達手段の整備】(1-5 再掲)

- 町内の防災行政無線は平成8年に運用を開始し、一部の設備については平成24年にデジタル化への更新が行われています。また未更新の設備については、令和3年度において更新する予定です。
- 情報伝達手段の中心的役割として、防災行政無線の計画的な更新と適正な維持管理を図るとともに、メール配信サービス等多様な情報伝達手段の確保に取り組む必要があります。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

【自衛隊・警察との連携】

- 平時からの情報交換等に努めています。
- 災害時の広域支援を受け入れるため、平常時から情報交換や連絡体制の一層の強化を図る必要があります。

【消防・救急体制の強化】

- 消防・救急業務は一関市へ事務委託をしており、日ごろから相互の情報共有や消防団との連携強化に努めています。
- 更なる連携強化を図るとともに、災害の同時多発的な状況に対応できるよう、訓練等により消防団員の災害対応力の向上を進める必要があります。

【医療体制の強化】

- 一関医師会等関係医療機関と連携し、地域医療の充実に努めています。
- 多様化する医療のニーズや災害時における医療救護活動などに対応するため、広域的連携を強化し、地域医療体制の充実に努める必要があります。

【応急手当講習会等の開催】

- 関係機関と連携して、普通救急救命講習会等を開催しているが、受講は限定的です。
- 災害発生初期は、地域住民が相互に応急手当を行うケースが想定されることから、講習会等の開催により普及・啓発に取り組む必要があります。

【庁舎の災害対応強化】(1-1 再掲)

- 災害時の防災拠点となる役場庁舎は新耐震基準により建築されているものであり、非常用電源設備も整備されているが燃料無補給での稼働時間が短く、また浸水想定区域内に位置しています。
- 庁舎の防災対策や機能強化を図るとともに、庁舎が使用できない場合の本部代替場所について検討する必要があります。

【地域防災力の強化】(1-1 再掲)

- 自主防災組織を対象に水防工法指導会や防災マップを活用した学習会を開催し、防災力の向上に努めています。
- 自主防災組織は災害時において、「共助」としての役割を担っており、相互の連携強化を促進するとともに、学習会の開催や防災訓練等を実施し、地域防災力の向上を図る必要があります。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

【要配慮者等への支援】(1-5 再掲)

- 避難行動要支援者名簿の策定を進めるとともに、地域と連携し災害時における支援体制の充実に取り組んでいるが、個別避難計画は策定されていません。
- 個別避難計画の策定を進めるとともに、引き続き地域での支援体制の強化に取り組む必要があります。

【交通ネットワークの形成】

- 鉄道やバス等の公共交通はあるが、災害が発生した場合、利用者の移動が制限され、帰宅困難者の発生や人の往来に支障をきたすことが予想されます。
- 公共交通の運休時における代替輸送の実施やルートの確保など、交通事業者や関係機関等と連携しながら検討・整備に取り組む必要があります。

【町道等道路整備の推進】(1-1 再掲)

- 住民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めているが、道路の未舗装等により、除雪作業の遅れなど通行確保の妨げになるおそれがあります。
- 安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが必要です。

【避難所の備蓄・設備強化】(2-1 再掲)

- 非常用の食料や衛生用品、避難所運営に係る設備等の整備に努めています。
- 整備している備蓄品の適正な管理と、計画的な更新を行う必要があります。

【医療体制の強化】(2-3 再掲)

- 一関医師会等関係医療機関と連携し、地域医療の充実に努めています。
- 多様化する医療のニーズや災害時における医療救護活動などに対応するため、広域的連携を強化し、地域医療体制の充実に努める必要があります。

【応急手当講習会等の開催】(2-3 再掲)

- 関係機関と連携して、普通救急救命講習会等を開催しているが、受講は限定的です。
- 災害発生初期は、地域住民が相互に応急手当を行うケースが想定されることから、講習会等の開催により普及・啓発に取り組む必要があります。

【災害時応援協定等の締結】(2-1 再掲)

- 県内の自治体や民間事業者等、災害に係る協定については随時進めているが、災害が多様化しており、協定が結ばれていない分野もあります。
- 災害の多様化に備え、協力を得られる事業者や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化に取り組む必要があります。

【ヘリコプター発着所の確保】(2-4 再掲)

- 中山間地域において、ヘリコプターの発着できる場所が確保されていません。
- 道路が寸断された際のヘリコプターの救助に備え、発着場所の検討と確保を進める必要があります。

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【感染症対策の推進】

- インフルエンザ予防接種等予防接種に関する知識の普及と促進に努めています。
- 引き続き感染症に関する正しい知識の普及を図り予防接種率を向上させ、感染予防や感染拡大の防止に取り組む必要があります。

【保健師等による健康管理の強化】

- 被災により生活環境の変化やストレスにより健康状態が悪化したり、感染症の発生が懸念されます。
- 医師と保健師が相談し、被災者に対する相談や指導により不安感の低減を図る必要があります。

【上水道施設の適切な管理】(2-1 再掲)

- 老朽化している管路等について、計画的に更新を進めています。
- 今後も水道事業基本計画に基づき、老朽化した施設と管路の更新や耐震化を図り、安全・安心かつ安定した水の供給に取り組む必要があります。

【下水道施設の適切な管理と老朽化対策】

- 健康で快適な居住環境づくりなど住民の快適な暮らしに大きな役割を果たすことから、接続率の向上とともに、適正な点検と維持管理に努めています。
- 普及啓発活動や補助事業等を実施し、下水道への接続や合併処理浄化槽設備の整備促進を図るとともに、腐食のおそれが多い箇所を中心に定期的な点検や調査と適正な維持管理を実施し、地震対策や老朽化対策を進めていく必要があります。

【下水道施設の防災機能強化】

- スtockマネジメント計画や下水道業務継続計画を策定し、計画に基づいた維持管理や業務執行に努めています。
- 必要に応じた計画の見直しを行うとともに、引き続き計画的で効率的な維持管理に努める必要があります。

【災害時等における下水道復旧支援に関する協定】

- 岩手県と下水道事業（類似する集落排水事業を含む。）実施全33市町村の連名で、日本下水道管路管理業協会と下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結し、県が窓口となり、協会への支援要請をすることとしています。
- 今後は、情報連絡訓練などを行い、関連団体との連絡体制強化を図っていく必要があります。

目標3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【庁内データの保全】

- 住民の税情報などを含めた行政情報データは、適切にバックアップを確保しています。
- 重要な行政データを含め、災害時にデータを復旧する体制の強化に取り組む必要があります。

【業務継続計画の策定】

- 業務継続上重要とされる6要素について、地域防災計画の内容を参考としています。また災害時等において優先すべき業務の整理を行っています。
- 災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定し、災害時における適切な業務執行できる体制強化を図る必要があります。

【庁舎の災害対応強化】(1-1 再掲)

- 災害時の防災拠点となる役場庁舎は新耐震基準により建築されているものであり、非常用電源設備も整備されているが燃料無補給での稼働時間が短く、また浸水想定区域内に位置しています。
- 庁舎の防災対策や機能強化を図るとともに、庁舎が使用できない場合の本部代替場所について検討する必要があります。

目標 4 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

4-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【関係機関の連携強化】

- 電力事業者やガス協会等と災害時における連携協定を締結し、被害低減に向けた取り組みを進めています。
- 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、自主防災組織等との協力体制についても強化する必要があります。

【非常時における電源等の確保】

- 非常用発電設備等の整備は行われてはいるが、一部の施設に限られています。
- 公共施設に限らず、町内において再生可能エネルギーや蓄電設備による非常時の電源確保の普及啓発に努める必要があります。

【避難所の備蓄・設備強化】(2-1 再掲)

- 非常用の食料や衛生用品、避難所運営に係る設備等の整備に努めています。
- 整備している備蓄品の適正な管理と、計画的な更新を行う必要があります。

4-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止

【避難所の備蓄・設備強化】(2-1 再掲)

- 非常用の食料や衛生用品、避難所運営に係る設備等の整備に努めています。
- 整備している備蓄品の適正な管理と、計画的な更新を行う必要があります。

【上水道施設の適切な管理】(2-1 再掲)

- 老朽化している管路等について、計画的に更新を進めています。
- 今後も水道事業基本計画に基づき、老朽化した施設と管路の更新や耐震化を図り、安全・安心かつ安定した水の供給に取り組む必要があります。

【災害時応援協定等の締結】(2-1 再掲)

- 県内の自治体や民間事業者等、災害に係る協定については随時進めているが、災害が多様化しており、協定が結ばれていない分野もあります。
- 災害の多様化に備え、協力を得られる事業者や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化に取り組む必要があります。

【下水道施設の適切な管理と老朽化対策】（2-5 再掲）

- 健康で快適な居住環境づくりなど住民の快適な暮らしに大きな役割を果たすことから、接続率の向上とともに、適正な点検と維持管理に努めています。
- 普及啓発活動や補助事業等を実施し、下水道への接続や合併処理浄化槽設備の整備促進を図るとともに、腐食のおそれが多い箇所を中心に定期的な点検や調査と適正な維持管理を実施し、地震対策や老朽化対策を進めていく必要があります。

【下水道施設の防災機能強化】（2-5 再掲）

- スtockマネジメント計画や下水道業務継続計画を策定し、計画に基づいた維持管理や業務執行に努めています。
- 必要に応じた計画の見直しを行うとともに、引き続き計画的で効率的な維持管理に努める必要があります。

【災害時等における下水道復旧支援に関する協定】（2-5 再掲）

- 岩手県と下水道事業（類似する集落排水事業を含む。）実施全33市町村の連名で、日本下水道管路管理業協会と下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結し、県が窓口となり、協会への支援要請をすることとしています。
- 今後は、情報連絡訓練などを行い、関連団体との連絡体制強化を図っていく必要があります。

4-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【町道等道路整備の推進】（1-1 再掲）

- 住民の暮らしの利便性や安全性の向上のため、地域のニーズに応じて町道を整備するとともに、国や県との連携を図りながら道路網の整備を計画的に進めているが、道路の未舗装等により、除雪作業の遅れなど通行確保の妨げになるおそれがあります。
- 安全で快適に移動できる道路環境づくりを推進していくため、道路の計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、道路の利用実態に応じた効果的な整備を進めていくことが必要です。

【橋梁の適切な管理】(1-1 再掲)

- 橋梁等の計画的な点検や、修繕による適切な維持管理と効果的な整備に努めています。
- 橋梁の適正管理と長寿命化を図るため、計画的な維持管理に取り組むとともに、定期的な橋梁点検の実施により、劣化損傷等の早期発見に努める必要があります。

【交通ネットワークの形成】(2-4 再掲)

- 鉄道やバス等の公共交通はあるが、災害が発生した場合、利用者の移動が制限され、帰宅困難者の発生や人の往来に支障を帰宅ことが予想されます。
- 公共交通の運休時における代替輸送の実施やルートの確保など、交通事業者や関係機関等と連携しながら検討・整備に取り組む必要があります。

目標5 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

5-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生

【防災マップの活用】(1-1 再掲)

- 町内の浸水想定区域、土砂災害警戒区域を示した防災マップの作成・配布を行い、防災意識の向上に向け、住民周知に取り組んでいます。
- 引き続き防災マップ等を活用した防災情報の普及啓発と、学習会等を開催し、防災意識の高揚に取り組む必要があります。

【ため池や農業用施設の適正管理】(1-3 再掲)

- ため池や農業用施設の老朽化等により、適正な管理の低下が懸念されます。
- 施設の管理者等と連携を密にし、施設の適正な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップやため池マップの周知を図る必要があります。

【森林環境の保全】(1-3 再掲)

- 森林は治水機能を有しているが、森林の荒廃により機能が低下し、豪雨による土砂流出等が懸念されます。
- 森林所有者の合意形成を図るとともに、森林組合等関係機関と連携し、森林整備・適正な管理に取り組む必要があります。

【火山災害対策の推進】(1-3 再掲)

- 栗駒山火山防災協議会により栗駒山火山ハザードマップが作成されており、これによると風向きなどの気象条件等場合によっては、火山灰などの影響が及ぼされることが示されています。
- 気象情報の注視や、一関市等関係機関との連携を図り、情報の提供や注意喚起など対応に取り組む必要があります。

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地の保全】

- 耕作放棄地等の増加により、農地の持つ水源涵養機能の低下が懸念されます。
- 各種支援制度等により、地域力を高め、農地の適切な保全管理と良好な農村環境の維持に取り組む必要があります。

【農業者等の育成】

- 高齢化や後継者不足等により事業継承が難しくなっており、それに伴い耕作放棄地の増加など農地の荒廃の進行が懸念されます。
- 国の支援制度等により、後継者の確保や地域における中心経営体の育成を進める必要があります。

【ため池や農業用施設の適正管理】(1-3 再掲)

- ため池や農業用施設の老朽化等により、適正な管理の低下が懸念されます。
- 施設の管理者等と連携を密にし、施設の適正な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップやため池マップの周知を図る必要があります。

【森林環境の保全】(1-3 再掲)

- 森林は治水機能を有しているが、森林の荒廃により機能が低下し、豪雨による土砂流出等が懸念されます。
- 森林所有者の合意形成を図るとともに、森林組合等関係機関と連携し、森林整備・適正な管理に取り組む必要があります。

【農業用ハウスの補強対策】

- 暴風や大雪により生産インフラである農業用ハウスが倒壊し、町内園芸作物の生産性低下が懸念されます。
- 施設保守点検の適切な実践方法についての普及啓発を行うとともに、施設の補強対策に取り組む必要があります。

【鳥獣被害防止対策の推進】

- 鳥獣による農地への農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定されます。
- 関係機関との連携により侵入防止柵の設置等、捕獲と防除を基本とした鳥獣被害対策を推進する必要があります。

目標6 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理計画の策定】

- 災害廃棄物の円滑な処理を行うための指針となる災害廃棄物処理計画の策定に向け検討中です。
- 災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、民間事業者とも連携して処理体制を構築する必要があります。

6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【ボランティアの受入態勢の整備】

- 災害時における復旧・復興にはボランティアによる支援が必要不可欠であるが、受入態勢が確立されていません。
- 社会福祉協議会等と連携を強化し、ボランティア活動のニーズ把握と受入態勢を整備する必要があります。

【子育て支援の充実】

- 共働き世帯の増加と勤労形態の多様化によって、特に0～2歳の低年齢児の保育や放課後児童の居場所に対する需要が増加しています。また、災害初期から再建までの期間において、保護者が身近に相談できる場所や子どもたちの安全・安心な場所の確保等子育ての環境整備が求められています。
- 多様化、増加するニーズを捉え、子育て支援の充実を図るとともに、地域や子育てする親同士の交流を育み、安心して子育てができる環境づくりに努める必要があります。

【災害時等における下水道復旧支援に関する協定】（2-5 再掲）

- 岩手県と下水道事業（類似する集落排水事業を含む。）実施全33市町村の連名で、日本下水道管路管理業協会と下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結し、県が窓口となり、協会への支援要請をすることとしています。
- 今後は、情報連絡訓練などを行い、関連団体との連絡体制強化を図っていく必要があります。

6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【コミュニティ活動の活性化】

- 高齢化や人口減少により、日常生活や地域活動などさまざまな分野において、影響を及ぼすことが懸念されます。
- 住民や地域が自主的、主体的に展開する地域コミュニティ活動を支援し、地域人材づくりや多世代交流を促進し、地域コミュニティの基盤維持と強化を図る必要があります。

【移住・定住の促進】

- 本町では、全国よりもさらに高い減少率で人口減少が加速していくことが予想されており、地域コミュニティや産業などで担い手が不足することが考えられます。
- 人口減少を克服するため、移住・定住者の確保を図り、移住前から定住後まで切れ目のない相談支援とフォローアップ体制を整備する必要があります。

【商工業の育成・支援】

- さまざまな影響により、町内の事業者数の減少や経営環境が一層厳しくなっている状況にあります。
- 商工会をはじめとする関係機関と連携し経営の持続的発展や、創業希望者の創出などへの支援を行い、地域経済の維持と活性化が必要です。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態に対応するための施策と重点施策を設定しました。

第1 施策分野の設定

本計画においては、基本計画、県計画における個別施策分野及び横断的分野を参考に次の7つの施策分野を設定しました。

(1) 個別施策分野

①行政機能

(行政機能、情報通信、防災教育、訓練・連携体制 等)

②住宅・都市

(住宅、公園整備 等)

③保健医療

(保健、医療、福祉、子育て 等)

④産業

(農林業、商工業 等)

⑤国土保全

(国土保全、交通、廃棄物 等)

(2) 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(人材育成、防災意識、支援体制 等)

②老朽化対策

(公共施設、社会基盤 等)

第2 起きてはならない最悪の事態ごとの施策

第4章で示した脆弱性評価を踏まえた、起きてはならない最悪の事態ごとの施策は次のとおりです。

なお重点施策として詳細を第6章に記載するものには重の文字を表中に付しました。併せて複数の起きてはならない最悪の事態に対する施策のため、再掲している施策については、初出の最悪の事態の番号を「再掲元」として記載しました。

起きてはならない最悪の事態ごとの施策

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能 老朽化対策	公共施設の管理	・平泉町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により適正な管理を行います。		重
	庁舎の災害対応強化	・非常用発電設備の浸水対策等を進めるとともに、災害時の対策本部となる代替施設の検討を行います。		重
	消防施設・設備の整備	・消火栓や防火水そうの整備や更新を進めます。 ・消防車両等の適切な維持管理と計画的な更新を進めます。		重
住宅・都市 老朽化対策	町営住宅の老朽化対策	・町営住宅の水洗化や適正管理を行います。 ・計画に基づいた適切な住宅管理を行います。		
	住宅の耐震化	・耐震化の必要性や支援制度等の周知を図り、耐震化を促進します。		
住宅・都市 リスクコミュニケーション	空き家対策の推進	・定期的な実態調査により空き家等の実態を把握し、所有者への適正管理を促進するとともに、空き家バンク事業等の活用を進めます。		重
行政機能 リスクコミュニケーション	防災教育の推進	・学校や家庭、地域等と連携した防災教育を進めます。		

国土保全 老朽化対策	町道等道路整備の推進	・日常的な維持管理と計画的な道路整備を進めます。		重
	橋梁の適切な管理	・劣化損傷等の早期発見と修繕を図り、長寿命化を進めます。		重
保健医療	地域支援体制の強化	・関係機関等との情報共有を図り、地域の支援体制強化を進めます。		
住宅・都市	電柱等の倒壊防止	・既存電柱の倒壊防止対策を進めます。		
	公園等の整備	・防災機能を有した公園整備の検討を進めます。		
行政機能	防災マップの活用	・防災マップを活用した地域における学習会等を実施します。		重
	消防・救急体制の強化	・医療機関等を含めた消防・救急体制の体制強化を図ります。 ・訓練等の実施により消防団員の対応力向上を図ります。		重
	消防団の体制強化	・消防団員の確保に努め、消防活動の充実を図ります。		
リスクコミュニケーション	地域防災力の強化	・防災知識の普及啓発や防災意識を高めるため、学習会や防災訓練を実施します。		重

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能 老朽化対策	庁舎の災害対応強化	・非常用発電設備の浸水対策等を進めるとともに、災害時の対策本部となる代替施設の検討を行います。	1-1	

行政機能	防災マップの活用	・防災マップを活用した地域における学習会等を実施します。	1-1	重
行政機能 リスクコミュニケーション	マイタイムラインの推進	・学習会等を開催し、マイタイムラインの作成を推進します。		
国土保全	河川等の管理	・河川等の巡視を定期的実施するとともに、河川氾濫危険箇所土砂除去を進めます。		重

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	防災マップの活用	・防災マップを活用した地域における学習会等を実施します。	1-1	重
	火山災害対策の推進	・気象情報の注視や関係機関と連携し、情報の周知を行います。		
産業 老朽化対策	ため池や農業用施設の適正管理	・施設管理者への適正管理を促進します。		
産業	森林環境の保全	・森林経営管理制度の推進や関係機関と連携し、森林整備・適正な管理を行います。		

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
国土保全	除雪体制の強化	・民間事業者等との体制強化を図ります。		
国土保全 リスクコミュニケーション	連絡体制の強化	・地域との通信手段の確保や関係団体等との連携を強化します。		
国土保全 老朽化対策	町道等道路整備の推進	・日常的な維持管理と計画的な道路整備を進めます。	1-1	重

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	情報伝達手段の整備	・防災行政無線の適正な維持管理とともに、多様な情報伝達手段を確保します。		重
リスクコミュニケーション	地域防災力の強化	・防災知識の普及啓発や防災意識を高めるため、学習会や防災訓練を実施します。	1-1	重
	防災士や地域リーダーの育成	・防災士の育成支援や防災セミナー等への参加を促進します。		重
保健医療	要配慮者等への支援	・個別避難計画を策定し、支援体制を強化します。		
行政機能 リスクコミュニケーション	防災教育の推進	・学校や家庭、地域等と連携した防災教育を進めます。	1-1	
保健医療	地域支援体制の強化	・関係機関等との情報共有を図り、地域の支援体制強化を進めます。	1-1	

目標2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	避難所の備蓄・設備強化	・備蓄食料や衛生用品等を計画的に購入するとともに、適正に管理します。		
行政機能 リスクコミュニケーション	災害時応援協定等の締結	・関係機関等の協定やホットラインの構築を進め、対応力の向上を図ります。		
国土保全 老朽化対策	上水道施設の適切な管理	・適切な維持管理と計画的・効果的な更新を進めます。		重
	町道等道路整備の推進	・日常的な維持管理と計画的な道路整備を進めます。	1-1	重
	橋梁の適切な管理	・劣化損傷等の早期発見と修繕を図り、長寿命化を進めます。	1-1	重

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	ヘリコプター発着所の確保	・ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保に努めます。		
国土保全 老朽化対策	町道等道路整備の推進	・日常的な維持管理と計画的な道路整備を進める。	1-1	重
	橋梁の適切な管理	・劣化損傷等の早期発見と修繕を図り、長寿命化を進めます。	1-1	重
行政機能	情報伝達手段の整備	・防災行政無線の適正な維持管理とともに、多様な情報伝達手段を確保します。	1-5	重

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	自衛隊・警察との連携	・ 平常時からの情報交換や連絡体制の強化を図ります。		
	消防・救急体制の強化	・ 医療機関等を含めた消防・救急体制の体制強化を図ります。 ・ 訓練等の実施により消防団員の対応力向上を図ります。	1-1	重
	応急手当講習会等の開催	・ 応急手当などの普及のため、関係機関と連携し講習会等を開催します。		
保健医療	医療体制の強化	・ 災害時における医療体制の充実を図ります。		
行政機能 老朽化対策	庁舎の災害対応強化	・ 非常用発電設備の浸水対策等を進めるとともに、災害時の対策本部となる代替施設の検討を行います。	1-1	重
リスクコミュニケーション	地域防災力の強化	・ 防災知識の普及啓発や防災意識を高めるため、学習会や防災訓練を実施します。	1-1	重

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺				
分野	施策	手段	再掲元	重点
保健医療	要配慮者等への支援	・ 個別避難計画を策定し、支援体制を強化します。	1-5	
	医療体制の強化	・ 災害時における医療体制の充実を図ります。	2-3	
国土保全	交通ネットワークの形成	・ 支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークの整備に努めます。		

国土保全 老朽化対策	町道等道路整備の推進	・日常的な維持管理と計画的な道路整備を進めます。	1-1	重
行政機能	避難所の備蓄・設備強化	・備蓄食料や衛生用品等を計画的に購入するとともに、適正に管理します。	2-1	
	応急手当講習会等の開催	・応急手当などの普及のため、関係機関と連携し講習会等を開催します。	2-3	
	ヘリコプター発着所の確保	・ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保に努めます。	2-4	
行政機能 リスクコミュニケーション	災害時応援協定等の締結	・関係機関等の協定やホットラインの構築を進め、対応力の向上を図ります。	2-1	

2-5 被災地における感染症等の大規模発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
保健医療	感染症対策の推進	・感染症に関する正しい知識の普及等、予防接種の接種率向上に向けた取り組みを推進します。		重
	保健師等による健康管理の強化	・避難者の不安を軽減できるよう県の健康管理マニュアルに沿った健康管理に努めます。		
国土保全 老朽化対策	上水道施設の適切な管理	・適切な維持管理と計画的・効果的な更新を進めます。	2-1	重
住宅・都市 老朽化対策	下水道施設の適切な管理と老朽化対策	・普及啓発活動や補助事業等を実施し、下水道への接続や合併処理浄化槽設備の整備促進を行います。 ・腐食のおそれ大きい箇所を中心に、点検・調査・維持管理を実施していく必要		重

		があります。		
	下水道施設の防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地震対策について、計画的に対策を進めていく必要があります。 ・ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要があります。 		

目標 3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	庁内データの保全	・住民データを復旧する体制の整備を図ります。		
	業務継続計画の策定	・業務継続計画の策定を進めます。		
行政機能 老朽化対策	庁舎の災害対応強化	・非常用発電設備の浸水対策等を進めるとともに、災害時の対策本部となる代替施設の検討を行います。	1-1	重

目標 4 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

4-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	関係機関の連携強化	・関係機関との連携強化とともに、自主防災組織等との協力体制の整備を進めます。		
	避難所の備蓄・設備強化	・備蓄食料や衛生用品等を計画的に購入するとともに、適正に管理します。	2-1	
住宅・都市	非常時における電源等の確保	・再生可能エネルギーや蓄電設備等による電源確保を促進します。		

4-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	避難所の備蓄・設備強化	・備蓄食料や衛生用品等を計画的に購入するとともに、適正に管理します。	2-1	
行政機能 リスクコミュニケーション	災害時応援協定等の締結	・関係機関等の協定やホットラインの構築を進め、対応力の向上を図ります。	2-1	

国土保全 老朽化対策	上水道施設の適切な管理	・適切な維持管理と計画的・効果的な更新を進めます。	2-1	重
住宅・都市 老朽化対策	下水道施設の適切な管理 と老朽化対策	・普及啓発活動や補助事業等を実施し、下水道への接続や合併処理浄化槽設備の整備促進を行います。 ・腐食のおそれ大きい箇所を中心に、点検・調査・維持管理を実施していく必要があります。	2-5	重
	下水道施設の防災機能強化	・地震対策について、計画的に対策を進めていく必要があります。 ・ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要があります。	2-5	

4-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
国土保全 老朽化対策	町道等道路整備の推進	・日常的な維持管理と計画的な道路整備を進めます。	1-1	重
	橋梁の適切な管理	・劣化損傷等の早期発見と修繕を図り、長寿命化を進めます。	1-1	重
国土保全	交通ネットワークの形成	・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークの整備に努めます。	2-4	

目標 5 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

5-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	防災マップの活用	・防災マップを活用した地域における学習会等を実施します。	1-1	重
産業 老朽化対策	ため池や農業用施設の適正管理	・施設管理者への適正管理を促進します。	1-3	
国土保全	森林環境の保全	・森林経営管理制度の推進や関係機関と連携し、森林整備・適正な管理を行います。	1-3	
	火山災害対策の推進	・気象情報の注視や関係機関と連携し、情報の周知を行います。	1-3	

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
分野	施策	手段	再掲元	重点
産業	農地の保全	・各種支援制度を活用し、農地や農業用施設の保全管理を進めます。		重
	農業者等の育成	・新規就農者や認定農業者、地域における中心経営体の育成・確保を図ります。		重
	森林環境の保全	・森林経営管理制度の推進や関係機関と連携し、森林整備・適正な管理を行います。	1-3	
	農業用ハウスの補強対策	・施設点検についての実践的な管理方法や強度向上に向けた普及啓発を行います。		
	鳥獣被害防止対策の推進	・侵入防止柵の設置等による防除策や捕獲に鳥獣被害対策を推進します。		
産業 老朽化対策	ため池や農業用施設の適正管理	・施設管理者への適正管理を促進します。	1-3	

目標6 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
分野	施策	手段	再掲元	重点
国土保全	災害廃棄物処理計画の策定	・災害廃棄物を迅速に処理するために必要な事項を定めた処理計画を策定するとともに、民間事業者と連携した処理体制の構築を図ります。		重

6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
分野	施策	手段	再掲元	重点
リスクコミュニケーション	ボランティアの受入態勢の整備	・社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの受入態勢を整備します。		
保健医療 リスクコミュニケーション	子育て支援の充実	・多様な保育ニーズに対応できる環境づくりに努めるとともに、地域での子育て環境の充実を図ります。		重

6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
分野	施策	手段	再掲元	重点
産業	商工業の育成・支援	・関係機関と連携し、経営力向上の支援や、創業などに関する相談支援体制の充実を図ります。		重
リスクコミュニケーション	コミュニティ活動の活性化	・地域人材づくりや多世代交流を促進し、地域コミュニティの基盤維持と強化を図ります。		重
	移住・定住の促進	・町の魅力を発信し関係人口や交流人口の拡大を図りながら移住・定住を促進します。		重

第3 施策分野ごとの施策

(1) 個別施策分野

①行政機能

- ・ 公共の施設管理
- ・ 庁舎の災害対応強化
- ・ 消防施設・設備の整備
- ・ 防災教育の推進
- ・ 防災マップの活用
- ・ 消防・救急体制の強化
- ・ 消防団の体制強化
- ・ マイタイムラインの推進
- ・ 火山災害対策の推進
- ・ 情報伝達手段の整備
- ・ 避難所の備蓄・設備強化
- ・ 災害時応援協定等の締結
- ・ ヘリコプター発着所の確保
- ・ 自衛隊・警察との連携
- ・ 応急手当講習会等の開催
- ・ 庁内データの保全
- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 関係機関の連携強化

②住宅・都市

- ・ 町営住宅の老朽化対策
- ・ 住宅の耐震化
- ・ 空き家対策の推進
- ・ 電柱等の倒壊防止
- ・ 公園等の整備
- ・ 下水道施設の適切な管理と老朽化対策
- ・ 下水道施設の防災機能強化
- ・ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定
- ・ 非常時における電源等の確保

③保健医療

- ・ 地域支援体制の強化
- ・ 要配慮者等への支援
- ・ 感染症対策の推進
- ・ 保健師等による健康管理の強化
- ・ 子育て支援の充実

④産業

- ・ 農地の保全
- ・ ため池や農業用施設の適正管理
- ・ 森林環境の保全
- ・ 農業者等の育成
- ・ 商工業の育成・支援

⑤国土保全

- ・ 町道等道路整備の推進
- ・ 橋梁の適切な管理
- ・ 河川等の管理
- ・ 除雪体制の強化
- ・ 連絡体制の強化
- ・ 上水道施設の適切な管理
- ・ 交通ネットワークの形成
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- ・ 空き家対策の推進
- ・ 防災教育の推進
- ・ 地域防災力の強化
- ・ マイタイムラインの推進
- ・ 連絡体制の強化
- ・ 防災士や地域リーダーの育成
- ・ 災害時応援協定等の締結
- ・ ボランティアの受入態勢の整備
- ・ 子育て支援の充実
- ・ コミュニティ活動の活性化
- ・ 移住定住の促進

② 老朽化対策

- ・ 公共の施設管理
- ・ 庁舎の災害対応強化
- ・ 消防施設・設備の整備
- ・ 町営住宅の老朽化対策
- ・ 住宅の耐震化
- ・ 町道等道路整備の推進
- ・ 橋梁の適切な管理
- ・ ため池や農業用施設の適正管理
- ・ 上水道施設の適切な管理
- ・ 下水道施設の適切な管理と老朽化対策
- ・ 下水道施設の防災機能強化

第6章 重点施策

第5章で示した対応方策のうち、影響の大きさや緊急度、進捗状況、平時の活用等の観点から、計画期間内に優先して取り組む施策を、分野別に「重点施策」として選定しました。

なお重点施策の設定に際しては、第6次平泉町総合計画前期基本計画との整合性を図るとともに、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標をKPIとして進捗管理を図るものとする。KPIについては、特に記載のない場合は令和元年度現在の値を現状とし、令和7年度末を目標値として設定しました。

KPIの進捗管理については、第6次平泉町総合計画前期基本計画の進捗管理と合わせ、定期的に行っていきます。

(1) 個別施策分野

① 行政機能

施策	現状	手段	指標 (現状→目標値)	備考
公共施設の管理	安全かつ持続的なサービス提供を提供するため、適正な管理を行う必要があります。	・公共施設等管理計画個別施設計画の施設管理方針の適時見直しをするとともに、適切な維持管理を行います。	・個別施設計画施設管理方針の見直し 適時	
庁舎の災害対応強化	庁舎の防災対策や機能強化を図るとともに、庁舎が使用できない場合の本部代替場所について検討する必要があります。	・非常用発電設備の浸水対策等を進めます。 ・災害時の対策本部となる代替施設の検討を行います。	・非常用発電設備の更新 未更新→更新 ・災害対策本部の設置場所 2施設→3施設	
消防施設・設備の整備	無水利地域への消火栓や防火水そうの整備に努めるとともに、消防車両	・消火栓や防火水そうの整備や更新を進めます。	・消防水利の更新及び新設数（累計値） 4箇所→20箇所	

	などの既存消防施設・設備の適切な維持管理と計画的な更新を行う必要があります。	・消防車両等の適切な維持管理と計画的な更新を進めます。		
防災マップの活用	防災マップを作成・配布を行い、防災意識の向上に向け、住民周知に取り組んでいます。	・防災マップを活用した地域における学習会等を実施します。	・自主防災組織を対象とした訓練や研修会の開催数(年間) 1回→3回	
情報伝達手段の整備	防災行政無線の維持管理に努め、住民等へ情報伝達に取り組む必要があります。	・防災行政無線の適正な維持管理とともに、多様な情報伝達手段を確保します。	・防災行政無線の更新 ・防災情報配信サービスの登録数(人) 登録なし→2,000人	
消防・救急体制の強化	災害警戒や対応に備え、消防団員の確保と対応力強化に努める必要があります。	・医療機関等を含めた消防・救急体制の体制強化を図ります。 ・消防団員の確保と訓練等の実施により対応力向上を図ります。	・消防団員の充足率 81.2%→86.0%	

② 住宅・都市

施策	現状	手段	指標 (現状→目標値)	備考
空き家対策の推進	使用されていない住宅や建築物が増加しており、所有者の適切な管理や利活用を推進する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実態調査により空き家等の実態を把握し、所有者への適正管理を促進します。 ・空き家バンク事業等の活用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空き家の数 4戸→0戸 ・空き家・空き地バンクの登録件数(累計) 3件→10件 	
下水道施設の適切な管理と老朽化対策	住民の健康で快適な居住環境づくりのため、接続率の向上に努めています。	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動や補助事業等を実施し、下水道への接続や合併処理浄化槽設備の整備促進を行います。 ・腐食のおそれのある箇所を中心に定期的な点検や維持管理を行い老朽化対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道等の水洗化率 82.8%→89.6% ・合併処理浄化槽設置数 385基→455基 	

③ 保健医療

施策	現状	手段	指標 (現状→目標値)	備考
感染症対策の推進	感染症対策を推進するため、国や県の動向を踏まえ、感染予防や拡大防止に努める必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種等に関する知識の普及に努め、予防接種の接種率向上に向けた取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種率（高齢者のインフルエンザ） 53.9%→60.0% 	
子育て支援の充実	保護者が身近に相談できる場所や子どもたちの安全・安心な場所の確保等子育ての環境整備が求められています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の適切な維持管理を行います。 ・ 教育、保健、福祉機関の支援体制強化し、連携した支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業利用者数 3,915人 →4,200人 	

④ 産業

施策	現状	手段	指標 (現状→目標値)	備考
農地の保全	耕作放棄地の解消や鳥獣被害対策の徹底など、地域や関係団体と連携して農山村環境を適切に維持していく必要があります。	・各種支援制度を活用し、農地や農業用施設の保全管理を進めます。	・多面的機能支払 交付金取組面積 908ha→908ha	
農業者等の育成	高齢化や後継者不足等により事業継承が難しくなってきたており、それに伴い耕作放棄地の増加など農地の荒廃の進行が懸念されます。	・新規就農者や認定農業者、地域における中心経営体の育成・確保を図ります。	・中心経営体の登録者数 96人→111人	
商工業の育成・支援	町内の事業者数の減少や経営環境が一層厳しくなっている状況にあり、商工会等と連携し、地域経済の維持と活性化を図る必要があります。	・経営の持続的発展や、創業希望者創出などへの支援を行い、地域経済の維持と活性化を促進します。	・創業・事業継承数 1件→3件	

⑤ 国土保全

施策	現状	手段	指標 (現状→目標値)	備考
町道等道路整備の推進	計画的な点検と修繕による適切な維持管理に努めながら、効果的な道路整備を進めていくことが必要であります。	日常的な維持管理と計画的な道路整備を進めます。	・町道の改良率 76.2%→77.0% ・町道舗装率 61.4%→63.0%	
橋梁の適切な管理	効率的な維持管理と修繕コストの縮減に努める必要があります。	・劣化損傷等の早期発見と修繕を図り、長寿命化を進めます。	・判定区分Ⅲ以上の橋梁修繕率 50.0%→100%	
河川等の管理	河道の土砂の堆積状況を把握し、適切に管理を行い、河川等の機能維持と災害防止に努める必要があります。	・河川等の巡視を定期的実施するとともに、河川氾濫危険箇所の土砂除去を進めます。	・浚渫を実施した河川数(累計) 0河川→3河川	
上水道施設の適切な管理	水道施設設備の老朽化が進んでおり、更新・耐震化を進め、適切な維持管理を行う必要があります。	・適切な維持管理と計画的・効果的な更新を進めます。	・水道有収率 77.1%→80.0%	
災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物の円滑な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定に向け検討中です。	・災害廃棄物を迅速に処理するために必要な事項を定めた処理計画を策定と、民間事業者と連携した処理体制の構築を図ります。	・災害廃棄物計画の策定 未策定→策定	

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

施策	現状	手段	指標 (現状→目標値)	備考
空き家対策の推進	再掲 (②住宅・都市)			
地域防災力の強化	防災意識の高揚や防災体制の充実に努めているが、壽民や関係機関が一体となった防災体制を確立し、地域防災力の強化を図る必要があります。	・防災知識の普及啓発や防災意識を高めるため、学習会や防災訓練を実施します。	自主防災組織を対象とした訓練や研修会の開催数(年間) 1回→3回	
防災士や地域リーダーの育成	自主防災組織等を中心とした地域の防災力を高めるため、防災士の育成や地域リーダーの養成が必要です。	・防災士の育成支援や防災セミナー等への参加を促進します。	・防災士の育成数 0人→5人	
子育て支援の充実	再掲 (③保健医療)			
コミュニティ活動の活性化	高齢化や人口減少により、日常生活や地域活動などさまざまな分野において、影響を及ぼすことが懸念されます。	・地域人材づくりや多世代交流を促進し、地域コミュニティの基盤維持と強化を図ります。	・まちづくりワークショップの開催数 4回→7回 ・行政区事業活動数 376回→430回	
移住・定住の促進	本町では、全国よりもさらに高い減少率で人口減少が加速していくこと	・町の魅力を発信や各支援策の活用を図り、関係人口や交流人口の拡大を	・移住支援策を利用した転入者数 0人→5人	

	が予想されており、地域コミュニティや産業などで担い手が不足することが考えられます。	進めながら移住・定住を促進します。		
--	---	-------------------	--	--

② 老朽化対策

施策	現状	手段	指標 (現状→目標値)	備考
公共施設の管理	再掲 (①行政機能)			
庁舎の災害対応強化	再掲 (①行政機能)			
消防施設・設備の整備	再掲 (①行政機能)			
情報伝達手段の整備	再掲 (①行政機能)			
下水道施設の適切な管理	再掲 (②住宅・都市)			
町道等道路整備の推進	再掲 (⑤国土保全)			
橋梁の適切な管理	再掲 (⑤国土保全)			
上水道施設の適切な管理	再掲 (⑤国土保全)			

第7章 計画の推進と進捗管理

第1 推進体制

町民をはじめ、国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、被害想定や各種リスク情報、取り組みの進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取り組みの展開を図ります。

第2 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、今回策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握や分析を通じて、次に実施する施策に直していくため、進捗管理についてはPDCAサイクル(P L A N (計画策定)、D O (実行)、C H E C K (点検・評価)、A C T I O N (処置・改善))により行います。

第3 計画の見直し

本町を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、総合計画に変更が生じた場合、また、基本計画や県計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行います。

